

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年12月20日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年11月1日	伏見区	竹田真幡木町	13	—	—	平成23年11月1日
		竹田久保町	19	—	—	
平成23年11月2日	中京区	西ノ京藤ノ木町	9	—	—	平成23年11月2日
		西ノ京冷泉町	1	—	—	
		西ノ京南円町	2	—	—	
	右京区	太秦安井柳通町	5	—	—	
		太秦安井馬塚町	2	—	—	
		太秦安井辻ノ内町	1	—	—	
		花園春日町	1	—	—	
	伏見区	深草西出町	—	—	1	
日野西風呂町		1	—	—		
平成23年11月4日	左京区	修学院水川原町	2	—	—	平成23年11月4日
		上高野植ノ町	1	—	—	
平成23年11月7日	山科区	御陵久保町	—	—	1	平成23年11月7日
		川田西浦町	—	—	1	
平成23年11月8日	右京区	太秦荒木町	—	—	2	平成23年11月8日
	伏見区	下鳥羽中円面田町	2	—	—	
		風呂屋町	1	—	—	
平成23年11月9日	西京区	大原野上里南ノ町	—	—	1	平成23年11月9日
		川島北裏町	2	—	—	
		牛ヶ瀬奥ノ防町	19	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年11月9日	西京区	上桂北ノ口町	5	—	—	平成23年11月9日
		上桂御正町	7	—	—	
平成23年11月11日	伏見区	竹田久保町	37	—	—	平成23年11月11日
		深草西浦町	1	—	—	
平成23年11月14日	南区	上鳥羽北花名町	—	—	1	平成23年11月14日
	右京区	西院清水町	13	—	—	
		西京極南庄境町	6	—	—	
		西京極宮ノ東町	1	—	—	
平成23年11月15日	北区	等持院北町	2	—	—	平成23年11月15日
	右京区	太秦多藪町	7	—	—	
		太秦奥殿町	9	—	—	
		太秦堀ヶ内町	12	—	—	
		太秦上ノ段町	7	—	—	
		太秦百合ヶ本町	20	—	—	
		太秦安井車道町	7	—	—	
		花園寺ノ内町	5	—	—	
平成23年11月16日	西京区	桂西滝川町	—	—	1	平成23年11月16日
	伏見区	深草鳥居崎町	—	—	1	
		深草向畑町	—	—	1	
		醍醐古道町	—	—	1	
		醍醐連蔵	—	—	1	
平成23年11月17日	山科区	西野山射庭ノ上町	—	—	1	平成23年11月17日
	伏見区	石田大受町	—	—	1	
		小栗栖山口町	—	—	1	
平成23年11月18日	北区	紫野泉堂町	5	—	—	平成23年11月18日
平成23年11月22日	山科区	大宅山田	—	—	1	平成23年11月22日
		安朱南屋敷町	1	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年11月24日	伏見区	小栗栖森本町	3	—	—	平成23年11月24日
		小栗栖中山田町	3	—	—	
		石田西ノ坪	5	—	1	
平成23年11月25日	伏見区	桃山町鍋島	1	—	—	平成23年11月25日
平成23年11月29日	西京区	下津林南大般若町	13	—	—	平成23年11月29日
		下津林北浦町	4	—	—	
		下津林芝ノ宮町	9	—	—	
		桂池尻町	6	—	—	
		上桂御正町	3	—	—	
平成23年11月30日	中京区	西ノ京徳大寺町	4	—	—	平成23年11月30日
		壬生神明町	4	—	—	
		大文字町	3	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)